

「三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」意見募集結果

	素案に対するご意見の概要	件数	
三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案新旧対照表の記載について	第 24 条の 2 第 1 項第 1 号の改正後欄において、「第一百七十七条」に傍線が引かれているが、「、第一百七十七条」に傍線を引くべきではないか。	1	ご意見のとおり「、第一百七十七条」に傍線を引かせていただきます。